大井町国民健康保険人間ドック助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大井町国民健康保険条例（昭和３４年大井町条例第５号）第７条及び第８条の規定により、大井町国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の疾病の予防及び早期発見に資するため、人間ドックの受検費用に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「人間ドック」とは、疾病の予防及び早期発見を目的とする全身の総合的な健康診断とし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定に基づく特定健康診査の健診項目をすべて含むものをいう。

（対象者）

第３条　助成金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１） 人間ドック受検日（以下「受検日」という。）において、大井町国民健康保険の被保険者であり、満４０歳以上７５歳未満であること

（２） 受検日において、大井町国民健康保険に継続して１年以上加入していること

（３） 受検日において、既に納期が到来している国民健康保険税を完納していること

（４） 健診機関が発行する検査結果を町に提出することに同意できること

（５） 同一年度内において、町が実施する特定健康診査を受けていないこと

（助成金額）

第４条　助成金の額は次に掲げる額とする。ただし、人間ドックの受検に要した額が当該金額に満たない場合は、受検に要した額を助成金の額とする。

　（１）人間ドック　２０，０００円

　（２）女性健診を含む人間ドック　２５，０００円

（交付回数）

第５条　助成金の交付回数は、被保険者１人につき、同一年度内において１回限りとする。

（受検申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、人間ドック受検申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（受検承認書の交付）

第７条　町長は、前条に規定する申請に基づき、人間ドックの利用を承認したときは、人間ドック受検承認書（様式第２号。以下「承認書」という。）を申請者に交付する。

（交付申請及び請求）

第８条　申請者は、人間ドック受検後に、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（１） 人間ドック助成金交付申請書兼請求書（様式第３号）

（２） 承認書

（３） 人間ドックの検査結果

（４） 人間ドック受検に係る領収書

（５） 質問票

２　前項の書類提出の時期は、人間ドック受検日の属する年度の３月３１日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

（交付決定通知の交付）

第９条　前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の可否及び交付する助成金の額について決定し、その旨を人間ドック助成金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者へ通知する。

（交付決定の取り消し）

第10条　前条の交付決定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すものとする。

（１） 人間ドックの受検日に大井町国民健康保険の資格を喪失していたとき

（２） 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき

第11条　町長は、前条の規定により交付決定の取り消しを受け、既に助成金を受領した被保険者に対し、支払った助成金を返還させることができる。

（その他）

第12条　この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　 附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　 附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。